



市外へ 引越される皆さまへ

大阪市天王寺区
Tennoji Ward Office



転出届のほかに必要と思われる主な手続きをご案内します。

※転入届は新しい住所地に引越してから 14 日以内に届出をしてください。

※必要書類については、予め新しい住所地の役所にお問い合わせください。

項目	区役所での手続き	担当窓口
印鑑登録	・異動日をもって使用できなくなりますので、新しい住所地で登録申請してください。	窓口サービス課 (住民登録・総合受付) 1 階 2 番窓口 ☎6774-9963
マイナンバーカード (個人番号カード) 住民基本台帳カード 及び電子証明書をお持ちの方へ	【マイナンバーカード (個人番号カード) ・住民基本台帳カードをお持ちの方】 ・継続して利用できますので、新しい住所地で手続きしてください。 ※転出届提出時にお持ちいただくと、手続きがスムーズに行えます。 【電子証明書をお持ちの方】 ・異動日をもって使用できなくなりますので、新しい住所地で申請してください。	
小・中学校に通う お子さまがいる方 (転校手続き)	・区役所での手続きは不要です。 ※通学していた学校の在学証明書などを、新しい住所地の役所で提出し、就学通知書を受け取ってください。	市民協働課 (教育文化) 3 階 33 番窓口 ☎6774-9743
国民健康保険に 加入している方	・国民健康保険証を返却してください。 【世帯全員が転出する場合】 ・保険料変更決定通知書を即日、交付します。 【世帯の一部のみの転出の場合】 ・翌月 15 日前後に、保険料変更決定通知書を世帯主へ送付します。 ※学生の方や老人福祉施設などへ入所している方が転出する場合、1 階 4 番窓口でご相談ください。	窓口サービス課 (保険年金) 1 階 4 番窓口 ☎6774-9956
後期高齢者医療 被保険者証を お持ちの方	【府外へ転出する方】 ・負担区分証明書を交付します。 ※負担区分証明書は、転入届提出時に新しい住所地の役所へ提出してください。	窓口サービス課 (保険年金) 1 階 4 番窓口 ☎6774-9956

天王寺区役所・天王寺区保健福祉センター
〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号
☎ 06-6774-9986 (代表) FAX 06-6772-4904

R5/4/1 現在

項目	区役所での手続き	担当窓口
こども医療証等、各種医療助成証をお持ちの方	・各種医療助成証を返却してください。 ※新しい住所地で手続きしてください。	保健福祉課 (福祉サービス) 2階 22番窓口 ☎6774-9857
児童手当を受給している方	・転出届提出時に、消滅届を提出してください。 ※新しい住所地で申請してください。	
児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給している方	・住所変更の手続きをしてください。 ※新しい住所地で申請してください。	
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	・介護人付無料乗車証・単独用無料乗車証・乗車料金割引証・重度障がい者等タクシー給付券を返却してください。 ・他に利用している福祉サービス等があれば、新しい住所地で手続きしてください。	
敬老優待乗車証をお持ちの方	・敬老優待乗車証を返却してください。	
介護用品の給付券をお持ちの方	・交付している未使用の給付券を返却してください。	
緊急通報システムの機器を利用されている方	・機器を返却してください。	
乳幼児がいる方 妊娠中の方	【母子健康手帳をお持ちの方】 ・新しい住所地で手続きしてください。	保健福祉課 (健康推進) 2階 25番窓口 ☎6774-9882
介護保険の被保険者証をお持ちの方	・介護保険の被保険者証を返却してください。 【介護認定を受けている方】 ・介護保険の被保険者証返却時に、受給資格証明書発行の手続きをしてください。 ※新しい住所地での手続きに必要な証明書です。	保健福祉課 (介護保険) 2階 21番窓口 ☎6774-9859
◎ 区役所以外での手続き		
年金を受給している方	・新しい住所地の年金事務所でご確認ください。 年金事務所でマイナンバーが登録されている方は、原則届出不要です。	
水道の閉栓	水道局お客さまセンター ☎06-6458-1132	
ごみの収集等	粗大ごみ収集受付センター ☎0120-79-0053 (無料) (携帯電話からは、☎0570-07-0053) 中部環境事業センター (東住吉区杭全 1-6-28) ☎06-6714-6411	